

フランス近世都市における「寡頭支配」について

林 田 伸 一

はじめに

近世都市について、これを国制史的に見た場合、中世都市の衰退した形態というイメージが強い。すなわち、内部的には自治機構の形骸化が進み、他方、王権との関係では、活力を失った都市政府は、王権の支配下に置かれ自律性を喪失する。しかし、近世都市の研究と深く関わる絶対王政や中世都市の領域での近年の研究は、こうした理解とあまり適合的でないようみえる。絶対王政研究の分野では、絶対王政の統治組織がかつて考えられていたほど強力なものでなく、中間的諸権力が依然として大きな自律性を保持していたことが共通の認識になっている。他方、中世都市についても、寡頭的傾向が強いこと、国家と都市は一義的に敵対的なものでないことが示され、また、自治そのものについてこれが中世末に王権の援助のもとに確立したとする見解も有力になっている⁽¹⁾。だとすれば、近世都市についても、理念化された中世都市の存在を前提にして考えずに、近世に固有の権力秩序の中に位置付けて捉えるべきであろう。

そのためのひとつの作業として、都市の支配層とりわけ都市政府を構成する集団についての研究が必要となるが、これについては、寡頭的支配の存在が指摘されてきた。「17世紀の末には…大都市では他の諸階層から分離した都市貴族が形成された。これは、ひとつのカーストにほかならず、その中に入り込むことは困難になっていた」とプチ・デュタイイが述べ、「18世紀にはどの都市でも、市政は少数者による寡頭支配に墮していた。そこでは、数家族が私的目的のために市政のすべてを動かしていた」とトクヴィルが述べているように⁽²⁾、この寡頭的グループは、きわめて閉鎖的で、その結果市政は硬直化したものになっていたとみなされてきた。しかし、

この問題については、しばしば言及されるものの、本格的な検討が行われないままになっていた。1969年にニースで開催されたコローカ「中世から19世紀に至る地中海ヨーロッパおよび西ヨーロッパの諸都市」において、モーリス・ボルドは、「近世都市の市政組織について、その機能と機構だけではなく都市参事会やさまざまな諮問会議に代表を送る社会集団についての理解を深める」必要性を指摘し、「寡頭支配について語るだけでは十分でなく、その様相を明確にすることが望まれる」と述べていた⁽³⁾。

しかし、ノーラ・テンプルがその論文「18世紀フランスにおける都市役人選挙と都市寡頭支配」によってこの問題を考察し⁽⁴⁾、さらに近年、ネーデルラント（その内のフランドルおよびエノー地方）諸都市を対象としたギニエとナントを対象としたソパンの都市政府の構成員についての「社会学的」とでもいうべき検討を含んだ都市研究が出た⁽⁵⁾。本稿では、ギニエとソパンの成果に依拠して、近世都市のいわゆる「寡頭支配」の問題を検討する。諸地方、諸都市が大きな独自性をもつこの時期の地域研究では、そこで明かにされたことがどれだけ他の地方、都市に当てはまるかも問題になるが、二つの地域を比較することで、その点にも触れるができるのではないかと考えている。

ところで、以下では、個人ではなく家系が検討の対象とされる。その第一の理由は、従来、寡頭支配が少数の有力な家系によるものとみなされ、したがって、ギニエもソパンも家系を問題にしているからである。しかし、以下で示すことになるように、ギニエもソパンも寡頭支配に対する従来の見方の修正を求めている。それにもかかわらず、家系が分析の単位として成立するのは、ムーニエが絶対王政下のフランス社会を論じたさいに身分集団、地縁集団、忠誠関係と並んで「家」集団を重視したように⁽⁶⁾、この時

代にあっては、個人のあり方が家系およびその利益と切り離しては考えられないからである。そしてまた、こうした社会の編成原理は権力秩序にも影響を与えていた。人脈関係についての注目はそのひとつの例だが⁽⁷⁾、都市役人の選出においても、候補者がどのような家系に属しているかは個人の資質より重視されていた。われわれが対象とする都市のひとつヴァランシエンヌの書記を務めていたブセは、地方長官への書簡の中で、次のように述べて自分の息子を市参事会員に選ぶよう要請したのである。「私は、この都市のもっともすぐれた市民の家系のひとつに属しております。百年以上にわたって祖先たちはいずれも、誠実さと名誉をかけて、都市政府の職を務めて参りました」⁽⁸⁾。

こうした背景の下で、家長は「家」の財産、経験を高め、伝統を守ることに務めた⁽⁹⁾。ギゼーは国王官職保有者の性格を考察した論文において、官職保有を家系の社会的戦略として捉える必要を指摘しているが⁽¹⁰⁾、都市政府の役職も同じようにひとつの家系の社会的戦略の対象だったのである。

第1章 都市政府構成員を輩出した家系数

ギニエが対象としたネーデルラント諸都市は、16世紀からハプスブルク家の支配下にあったが、その内、リール、ヴァランシエンヌ、ドゥエ、カンブレは1667年のフランドル継承戦争でフランスに占領され、以降フランス領となった。残りのトゥルネ、モンス、アトは、何度かフランスの占領を経験するものの結局スペイン領にとどまったが、1713年のユトレヒト条約以降、オーストリアの支配下に入った⁽¹¹⁾。これらの都市は、この地域を代表する都市としてギニエによって選ばれている。フランス側では、リー

ルはこの地方の経済的中心でありかつ地方長官が駐留していたし、ヴァランシエンヌも地方長官所在都市であった。また、ドゥエには高等法院が置かれ⁽¹²⁾、カンブレには大司教座が置かれていた。伝統的に大きな自律性を有していたこれらの都市の市政府は、フランス領併合後も基本的にはその市政体を維持することが認められた。スペインーオーストリア領では、トゥルネはこの地方で中世以来もっとも古くからの伝統を誇り、モンスはベルギー・エノー地方の行政的中心であった。アトは、その他の小都市の中ではもっとも重要な存在として選ばれている。

他方、ソパンが対象としたナントは、レンヌと並ぶブルターニュの中心都市である。だが、高等法院も地方長官もレンヌに置かれ、ナントは上座裁判所と会計法院をもつてとどまつた⁽¹³⁾。したがって、ナントも王権の地方行政の拠点のひとつではあるが、それ以上にこの都市を特徴づけるのは、貿易都市としての性格である。とくに18世紀には植民地貿易の拠点として発展し、人口が倍増した。都市に対する大きな後見権を有していた高等法院が存在しなかったことで市政府の自律性と権威が大きなものであったことと⁽¹⁴⁾、有力な貿易商人の集団の存在がナントの市政体を特徴づけていた。

われわれがその構成員を問題にする都市政府は都市の執行機関で、裁判権を行使し、治安の維持につとめ、都市財政の管理にあたつた。都市の最高決議機関は住民総会であるが、近世に入ると資格の限定された小人数の名望家により構成される会議が住民総会とは別に形成され、市政は、都市政府が政策を名望家の会議に提案し承認を求める形で運営される傾向が強まつた⁽¹⁵⁾。また、多くの都市では、都市政府の任期を終了した者がこの名望家会議の構成員として加わっており、こうした点から、自治機構における都市政府の影響力が大きなものとなつていた。

では、その都市政府の構成員はどのように選ばれていただろうか。本稿では、都市政府という場合、市参事会を形成する市長および市参事会員（ただし、ナントの場合には、ソパンがこれに加えて procureur-syndic を加え統計処理をしているので、ここでもそれを加えている）を指し、書記、会計官、その他の下級役人をも含めた広義の都市政府とは区別されている。人数は都市により異なり、ナントの場合、市長 1 名、市参事会員 6 名、procureur-syndic 1 名。ネーデルラント諸都市では、人口の少ないアトが 7 名の、他の都市は 12 名から 14 名の市参事会員をもつ⁽¹⁶⁾。

これらの都市役人選任の一般的な傾向としては次のように言うことができる。中世には住民総会、職業団体、街区での選挙（都市により異なる）をもとにして選ばれていたが、近世に入ると、現に都市政府を構成する者が後任を指名したり、選挙制が存続している場合でも選挙人や被選挙人の資格が限定される場合が多くなった。また、市長や筆頭の市参事会員については、都市が選任した複数の候補の中から国王が任命することもしばしば行われた。

われわれが対象とする都市について言えば、ナントの場合、都市政府の構成員は、まず都市政府によって候補者の名簿が作られ、その中から住民総会によって選ばれた⁽¹⁷⁾。また、市長メリエが 1725 年に市参事会員に対して、「手を使って働く者」を市参事会員や都市民兵の上級幹部職に推薦すべきでないと述べていたことから窺えるように、名望家層では小売商人や手工業者などを排除することが共通の認識になっていた⁽¹⁸⁾。したがって、ナントの場合、限定された名望家層による選任という近世に広く見られる方式と、より広い基盤をもつ中世的な選挙制の原理が並存していると言えよう。他方、ネーデルラント諸都市の選任方式には、選挙制の原理がほとん

ど見られない。フランス領の諸都市では、地方長官、地方総督などの王権の代理人によって、都市参事会の構成員が指名された（ただし、地方長官、地方総督は何らかの形で適當な候補者の推薦を受けていたことはほぼ確実である）。ただし、ドゥエは例外で都市政府構成員経験者などが各教区から9人の選挙人を選び、この選挙人が都市政府構成員を選んだ。スペイン-オーストリア領では、司教や地方総督などの在地の諸権力によって都市政府構成員としてふさわしいとみなされた者のリストが作成され、それに基づいて君主が任命した⁽¹⁹⁾。

このようにして選任された都市政府構成員を輩出した家系の数は、表1の通りである。さらに、これを、ほぼ1世代に相当する25年ごとに区切った家系数の変遷は、ネーデルラント諸都市については図1、ナントについては表2のようになる。25年ごとに区切った家族数の変遷から判るのは、次のことである。ネーデルラントでは、最も多数の家族が市政に関わっていた時期は都市ごとに少しずつずれてはいるが、17世紀の第2四半期から一貫して減少する点では軌を一にしている。ただし、異なる点もあり、カンブレの場合、他の都市よりも寡占の度合いが高い。カンブレの市参事会員数は、初め14名で途中から12名になるが、7名の市参事会員しかもたないアトとほぼ同数の家族しか数えられない。他方、ナントでも、ネーデルラント諸都市におけるような顕著な減少は見られないものの、17世紀の第3四半期までの65家以上から、第4四半期の59家を経て、18世紀の約50家とやはり減少傾向はネーデルラント諸都市と共に通している。ナントの場合、25年ごとに区切った家系数は、18世紀の後半を除いてはネーデルラント諸都市を下回るが、これは市参事会員の数が少ないためで、寡占度が高いためではない。

表1 都市政府構成員を輩出した家系数

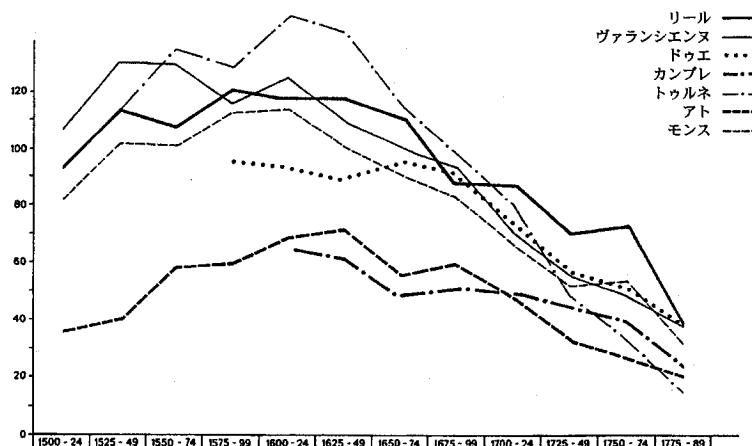
都市	期間	家系数	人口（単位：人）
ナント	1565～1789年	389	40000 (17世紀末)
リール	1500～1599年	266	45000 (1677年)
	1600～1699年	214	
	1700～1789年	143	
ヴァランシエンヌ	1500～1599年	266	20000 (1667年)
	1600～1699年	222	
	1700～1789年	110	
カンブレ	1600～1699年	113	17000 (1788年)
	1700～1789年	79	
ドゥエ	1600～1699年	144	13000 (18世紀初め)
	1700～1789年	131	
モンス	1500～1599年	206	15300 (1695年)
	1600～1699年	208	
	1700～1789年	118	
トゥルネ	1521～1599年	229	24000 (17世紀末)
	1600～1699年	259	
	1700～1789年	111	
アト	1500～1599年	104	5800 (17世紀末)
	1600～1699年	145	
	1700～1789年	68	

(註) ナントの家系数については、Saupin, pp. 350-51。人口については、Paul Bois, éd., *Histoire de Nantes*, Toulouse, Privat, p. 173。ネーデルラント諸都市の家系数については、Guignet, *Le pouvoir*, pp. 328-29、人口については、Id., pp. 33-34。

人口は、基本的には17世紀末の数字を挙げたが、都市によっては18世紀に大幅な増加を示す。ナントは、17世紀末4万が1789年の8万へ、リールは、1677年の4万5千から1740年の6万3千に、ドゥエは、18世紀初めの1万3千から1789年の1万8千に増加。

都市政府構成員を輩出した家系の数がどの程度寡占的とみるべきかについては、適當な基準を今ただちに挙げることができないが、以下の行論の中でその数の意味しているところはある程度明らかになるはずである。ここではまず、家系数の減少について検討してみよう。家系数の減少のもつとも大きな要因は、都市役人の交替回数の減少と考えられる。都市政府構

図1 フランドル諸都市において都市政府構成員を輩出した家系数



Guignet, *Le pouvoir*, p. 331.

表2 ナントにおいて都市政府構成員を輩出した家系数(25年ごと)

期間	家系数
1598～1624年	67
1625～1649年	65
1650～1674年	68
1675～1699年	59
1700～1724年	49
1725～1749年	49
1750～1774年	50

Saupin, p. 361.

成員の任期は、伝統的に短く設定されていた。そして、ナントでもネーデルラント諸都市でも、都市政府構成員の選挙が毎年の行事として祭礼の日など都市ごとに定まった特別な日に行われ、その一部ずつが交替していた⁽²⁰⁾。ところが、この本来毎年行われるはずの交替が定期的には行われなくなる現象が見られる。ネーデルラント諸都市では、表3のように、1640年代頃から少しづつ、そして18世紀に入るとよりはっきりした形で交替回数が減少する。ナントでも、ネーデルラントほど明瞭な回数の減少は見られないものの、交替回数の減

テルラント諸都市では、表3のように、1640年代頃から少しづつ、そして18世紀に入るとよりはっきりした形で交替回数が減少する。ナントでも、ネーデルラントほど明瞭な回数の減少は見られないものの、交替回数の減

表3 ネーデルラント諸都市における都市政府構成員の交替回数

	リール	ヴァランシエンヌ	ドゥエ	カンブレ	トゥルネ	アト	モンス
1500-1509	10	10			10	8	9
1510-1519	10	10			10	6	10
1520-1529	10	10			10	9	10
1530-1539	10	10			9	10	10
1540-1549	10	10			9	7	10
1550-1559	10	10			10	6	10
1560-1569	10	7			10	8	10
1570-1579	10	4			8	7	8
1580-1589	10	10			8	10	8
1590-1599	10	10			10	10	8
1600-1609	10	10			9	10	8
1610-1619	10	10			10	10	9
1620-1629	10	10			10	9	10
1630-1639	10	10			8	8	8
1640-1649	6	9			9	9	10
1650-1659	10	9			6	9	7
1660-1669	9	9			6	7	6
1670-1679	7	7			4	5	3
1680-1689	10	8			10	9	8
1690-1699	8	5			7	7	8
1700-1709	9	3			5	5	6
1710-1719	9	5			3	3	3
1720-1729	5	3			4	3	2
1730-1739	5	4			2	3	4
1740-1749	3	1			1	3	1
1750-1759	5	2			2	2	4
1760-1769	7	3			1	1	3
1770-1779	5	2				1	3
1780-1789	2	3			3	1	4
16世紀	100	91				94	81
17世紀	90	87			72	83	89
18世紀	50	26		21		23	39
合計	240	204				200	210
							193

Guignet, *Le pouvoir*, p. 324.

少は生じている。ナントでは、1721年から市長の任期が1年から2年に変更され、これも家系数の減少のひとつの要因であったが、それ以前から交替回数も減少していて、1668年から1692年の間に、任期どおり1年しか務めなかつた市長は1人だけで、3年務めた市長が5人、2年務めた市長が4人出でていた⁽²¹⁾。

では、交替回数が減少した理由はどこにあるのだろうか。まず、王権の

政策が挙げられる。都市役人があまりに短期間で交替することは有効な行政の妨げになる、と王権がみなしていたのである⁽²²⁾。また、気に入らない選挙結果がでたときに介入して、それ以前の者たちを残留させる⁽²³⁾。さらに、また、1692年の王令以降何度か行われた都市役人職の売官制も結果として交替回数を減らすことになった。ナントでは、1693年から1715年まで市長職はこれを購入した私人の手にあり選挙は行われなかつたし、市参事会員の選挙も、都市が王権と買い戻し交渉をしていたために、1723年、1734年～37年、1742年～47年と、行われなかつた⁽²⁴⁾。ネーデルラント諸都市では、都市による買戻しが行われたが、そのさいの騒動は定期的な交替を妨げた可能性がある⁽²⁵⁾。

しかし、ギニエは、王権の政策のみに原因を帰すべきではないとして、次のような原因を指摘する。ネーデルラント諸都市では、ルイ十四世治世後半期の戦争が国境地帯にあるこうした都市における都市役人の交替を間遠にした。また、ギニエは、都市政府を構成する者たちもそれに同調しているように見える点も指摘する。新しい地方総督の就任、王家の吉事、講和条約の締結などを口実として任期の延長が図られ、また、延長が熱心な職務遂行に対する正当な見返りといった意識も広がつた、とする⁽²⁶⁾。

このように、家系数の減少が、少数家族による権力の掌握の結果ではなく定期的な都市役人の交替が放棄されたことによるものであるとするなら、家系数の減少－ナントの場合は、それもそう大きなものではない－をただちに寡頭支配の深化と解釈することはできないだろう。

第2章 都市政府構成員の流動性

次に、都市政府にどの程度新たな参入者が存在したか、あるいはしなかつたかという流動性について検討する必要があるだろう。一定の時期ごとに、新たに参入した（すなわち、それ以前には都市政府構成員を出していない）家系がどれ程の割合を占めるかを見ると、ナントの場合、表4のようにな

表4 ナントにおいて新たに都市政府に参入した家系の割合

1565～1598年

1420 ～65	1565 ～98	計	%
76	22	98	22

1598～1668年

1420 ～65	1565 ～98	1598 ～1668	計	%
54	10	86	150	57

1669～1719年

1420 ～65	1565 ～98	1598 ～1668	1669 ～1719	計	%
17	3	12	67	99	68

1720～1789年

1420 ～65	1565 ～98	1598 ～1668	1669 ～1719	1720 ～89	計	%
4	1	5	14	91	115	79

Saupin, p. 356.

る。たとえば、1598年から1668年の時期について見ると、この期間に都市政府の構成員を輩出した150家の内の54家が1420～65年のうちにすでに顔を出していて、10家が1565～98年に、86家が1598～1668年に初めて都市政府に参入していることが分かる。表4に示された4つの時期を比較すると、全般的な傾向ははっきりしていて、新参家系の占有率が上昇している(22%→57%→68%→79%)。とくに、第二期から第四期まで、新参家系の占有率が50%を越え、しかもそれが上昇していることは注目に値する。都市政府の構成は、従来一般的に推測されていたのとは異なり、閉鎖化とは逆の傾向を示しているのである。

ネーデルラント諸都市のうち、リールについて同じことを示しているのが表5-1、5-2である。たとえば1550～74年の時期を見ると、都市政府に初めて参入した時期が1500～24年の時期の家系が44家(40.74%)、1525～49年の時期の家系が32家(29.63%)、1550～74年の時期の家系が32家(29.63%)となっている。ナントについて見たものに相当する新参家系の占有率は、表5-2の左上から右下に対角線上の数字を見ることで得られる(42.86%→29.63%→38.84%→)。1550～74年以降は、この数字はほぼ25%から40%の間にあり、ナントほど割合は高くなく、だいに増加する傾向もみられないが、一定の流動性が存在していたことは明らかであろう。

のことから、都市政府に関わる家系の数は時期が下るにつれて減少しているものの、新たな家系が加わることによって、都市政府が硬直化を免れていることが分かる。ところで、上で見た事例は、都市政府に絶えず新しい家系が参入する構造が存在していたことを窺わせるが、この構造は何に由来しているのだろうか。第一に、後述するように、社会的流動性の少ない停滞した社会に見える近世社会にも動きがあり—とりわけブルジョワ

表5-1 リールにおいて新たに都市政府に参入した家系の数（25年ごと）

	1500. 1524	1525. 1549	1550. 1574	1575. 1599	1600. 1624	1625. 1649	1630. 1674	1675. 1699	1700. 1724	1725. 1749	1730. 1774	1775. 1789
1500-1524	93	64	44	38	31	25	18	15	14	11	8	5
1525-1549										5	3	1
1550-1574		48	32	23	9	5	3	2		-		
1575-1599			32	13	22	15	11	8	4	3	2	1
1600-1624				47	36	38	19	7	6	6	5	1
1625-1649							23	8	2	2	2	
1650-1674							20	15	5	3	3	
1675-1699								30	16	8	2	
1700-1724									18	12	4	
1725-1749										11		
1750-1774											9	
1775-1789												

表5-2 リールにおいて新たに都市政府に参入した家系の割合（25年ごと）

	1500. 1524	1525. 1549	1550. 1574	1575. 1599	1600. 1624	1625. 1649	1630. 1674	1675. 1699	1700. 1724	1725. 1749	1730. 1774	1775. 1789
1500-1524	100	57.14	40.74	31.40	26.27	21.19	16.97	17.04	15.91	15.49	10.96	13.16
1525-1549		42.86	29.63	19.01	15.25	14.41	10.71	7.95	6.82	7.04	4.10	2.63
1550-1574			29.63	10.74	7.63	4.24	2.58	2.27	2.27	-		
1575-1599				38.84	18.64	12.71	9.32	6.82	4.55	4.22	2.74	2.63
1600-1624					32.20	15.25	9.32	9.09	7.95	8.45	6.85	2.63
1625-1649							16.96	7.95	2.27	2.82	2.74	-
1650-1674								33.33	26.14	9.09	7.04	4.10
1675-1699									22.73	17.05	7.04	2.74
1700-1724										34.09	22.54	10.53
1725-1749											16.44	10.53
1750-1774											38.36	28.95
1775-1789												23.68

Guinet, *Le pouvoir*, pp. 332-33.

ジーの社会的上昇の一、これがそれぞれの家系をして、都市政府に入る、あるいはそこから遠ざかることを選択させていた。第二に、名望家層の間に、かれらの間で、できるだけ多くの家系にこの名誉を帯びた職を回すべきであるという共通の認識があった⁽²⁷⁾。後でも述べるように、都市政府に入ることは、社会的上昇のための有力な手段であった。すると、名望家層あるいはそれに入り込みつつある者の間でこの職をうまく回すことは、かれらの間に不満や派閥闘争などを引き起こさず都市の秩序を維持するため重要なことであったと考えられる。市政府構成員の任期は、伝統的に短く設定されていたのも、そこに大きな要因がある（もうひとつの理由は、都市役人の職は決して楽な仕事ではなく、かつ基本的には報酬のない名誉的な職だったので⁽²⁸⁾、それを有力家系が回り持ちで負担することが適当と考えられていたからである）。

ここで見たように大きな流動性が存在したとするならば、さらに、すでに見たように家系数の減少が少数家族による権力掌握の結果ではなく、都市役人の交替回数の減少の結果であったとするならば、従来の「寡頭支配」に対する見方は修正されなければならないだろう。しかし、流動性があったとしても、すべての家系が同じ態度で市政に関わっていたのだろうか。次にこの問題を検討しよう。

第3章 有力家系

表6には、1家系あたりの都市政府構成員の輩出数を示したが、これを見ると、都市役人を輩出した家系でも、多くの家系は1人しか都市役人を出しておらず、一時的にしか都市政府には関わっていないことが看取できる。

表6 1家系あたりの都市政府構成員輩出数

1家系あたり 都市役人人数	ナント	リール	ヴァランシエンヌ
	家系数	家系数	家系数
10			1 (10)
9		1 (9)	
8	1 (8)	1 (8)	
7	2 (14)		1 (7)
6		2 (12)	1 (6)
5	3 (15)	3 (15)	3 (15)
4	5 (20)	5 (20)	7 (28)
3	25 (75)	6 (18)	11 (33)
2	86 (172)	33 (66)	40 (80)
1	267 (267)	145 (145)	100 (100)
合計	389 (571)	196 (293)	164 (279)

Guignet, Permanences, p. 208; Saupin, p. 351.

() 内は、都市役人個人の数。リール、ヴァランシエンヌについては、フランスに併合された1667年から数えている。

ナントでは389家のうち267家(68.6%), リールでは、196家のうち145家(74%), ヴァランシエンヌでは、164家のうち100家(61%)。これに2人しか輩出していない家系を合わせれば、ほとんどの家系がその内に含まれてしまう。都市役人個人の比率で見ても、ナントの場合、571人の内267人(46.8%), リールでは、293人のうち145人(49.5%), ヴァランシエンヌでは、279人のうち100人(35.8%)が、1人しか都市役人を出していない家系に属している。これは、第2章で見た流動性の存在と対応している。

しかし、同時に、たとえば5人以上出している家系がどの都市でも数家系存在することに注目する必要がある。広い範囲の名望家層が都市政府に浅く関わると同時に、その中核となる有力家系も存在するという二重構造

が形成されていた。これは、流動性が存在しているにもかかわらず、そのことが、市政と深く関わる有力家系によって市政の核が形成されることを妨げていないことを示しているといってよいだろう。

都市政府において周辺的な位置にある家系と中心に位置する家系の違いは、表7、表8に示した在職年数にも表れる。この表では、在職年数6年がひとつの区切りとなっていて、これは市参事会員の任期は3年の場合が多いので、その家系が2人の市参事会員を輩出していることを示す。在職年数1~5年というのは、その家系が市参事会員を1人だけ出しているケースがほとんどと考えられ、重要性が相対的に低い。

これを見ると、やはり、在職年数の少ない数多くの家系と、在職年数の多い数少ない家系が存在する。ただし、ナントとネーデルラント諸都市では違いも見られる。ナントでは、在職年数12年以上になると家系数が顕著に減少する。他方、ネーデルラント諸都市では、6年がヴァランシエンヌ、ドゥエ、モンス、トゥルネでは区切りになっているのに対し、他の都市ではそうではなく、全体としてナントほどはっきりした変化は示さない。また、ネーデルラントでは、どの都市でも20年以上を務めた家系が少なからず存在し、全体として約10%に達しているのに対し、ナントは12年以上で

さえ、5.65%でしかない。さらに40

表7 ナントにおける都市政府構成員の在職年数

在職年数	家系数	%
1~5年	262	67.35
6~11年	105	26.99
12年~	22	5.65
合計	389	100

Saupin, p. 368.

年以上の家系がネーデルラントでは見られ、アトでは存在しないものの、カンブレで8家、トゥルネで5家、リールとモンスで3家、ヴァランシエンヌとドゥエで2家が数えられる。ギニエはこうした40年以上の家系を

表8 ネーデルラント諸都市における都巿政府構成員の在職年数

在職年数	リール			ヴァランシエンヌ			カンブレ			ドゥエ			モンス			トゥルネ			アト			合計		
	家系	家系	%	家系	家系	%	家系	家系	%	家系	家系	%	家系	家系	%	家系	家系	%	家系	家系	%	家系	家系	%
1～5年	83	42.36	74	45.12	21	22.10	103	53.37	85	51.83	80	47.90	38	38.78	494	44.94	494	44.94	275	25.53	116	10.61	116	10.61
6～9年	60	30.61	42	25.61	29	30.53	46	23.83	39	23.78	30	17.96	29	29.59	275	25.53	275	25.53	125	11.61	125	11.61	125	11.61
10～14年	24	12.24	17	10.37	10	10.53	24	12.44	19	11.53	20	11.96	11	11.22	11	11.22	11	11.22	11	11.22	11	11.22	11	11.22
15～19年	14	7.14	15	9.15	10	10.53	7	3.63	13	7.93	16	9.58	9	9.18	9	9.18	9	9.18	9	9.18	9	9.18	9	9.18
20年～	15	7.65	16	9.75	25	26.31	13	6.73	8	4.88	21	12.58	11	11.23	11	11.23	11	11.23	11	11.23	11	11.23	11	11.23
合 計	196	100	164	100	95	100	193	100	164	100	167	100	98	100	1077	100	1077	100	1077	100	1077	100	1077	100

Guignet, *Le pouvoir*, pp. 342-43. 対象期間は1667年以前。

「寡頭的な支配の真の核」と呼んでいるが⁽²⁹⁾、これに対し、ナントにはそうした家系は存在しない。ナントでは都市政府の核になる部分についても、再編が生じていることを窺わせる。

ここまででは、血縁の親族関係を問題にしたが、それだけでなく、姻戚関係による支配が存在しなかったかどうかも考慮に入れる必要がある。都市の支配層が婚姻をはじめとする人脈関係によって相互に結びついているとすれば、寡頭支配は数字の見た目より強力と言わなければならぬからである。この点について、ソパンは縁戚関係を通じての支配もそう強力なものではなかったとする。まず、市長を輩出している家系間の姻戚関係が検討される。ナントには、7人の市長と1人の市参事会員を出しているシャレット家と4人の市長を出しているアルイ家の2つの有力な家系が存在した。しかし、この2つの家系がそれぞれにつくっていた姻戚関係は遠く、間接的なものにすぎず、権力を掌握するためのネットワークを形成してはいない。次に、都市政府構成員たちがつくる三つの人脈関係（48人の市長のうち、29人がこの人脈関係に含まれる）を析出し、こうした人脈関係が市政に影響を及ぼしていたことを認めたうえで、しかし、3つのネットワークが存在するということは、ひとつの閉鎖的なカーストが形成されていたとする従来の見解を否定するものであるとする⁽³⁰⁾。

ネーデルラントにおいても、たとえばリールの場合、3つの有力家系がいずれも親族関係の網の目を形成し影響力を行使しているが、ギニエの表現によれば、「そのヘゲモニーは、排外主義にまでは至らない」⁽³¹⁾。ひとつの例を挙げれば、ガブリエル＝ウバール家は、18世紀の前半を通じて、市政府で影響力をもっているこの3家系とつながりをもたずかつ都市政府に関わり続け、息子の代になって有力家系と姻戚関係を結び都市政治における

成功を達成した。この事例は、ガブリエル＝ウベール家が有力家系が伸ばす触手にからめ取られたというよりは、有力家系が市政における新しい要素を許容していることを示していると解釈できる。

第4章 名望家と都市政府

このように、ひとつの家系が都市政府に入る、また逆に決定的にそこから遠ざかる理由は何であろうか。都市政府に入る要因としては、そのことによって名望家としての地位が認められたり、特権が与えられることが考えられる。いくつかの都市の市長や市参事会員には、貴族に叙任される特権も与えられていた。ナントでは、市長がそうであったし、市参事会員も1669年まではそうであった⁽³²⁾。ネーデルラント諸都市については、こうした「鐘の貴族」は存在しなかったが、しかし、名士性を獲得し貴族へのジャンプ台になった。また、貴族に叙任されるさいに都市政府の経験が評価されることもあった⁽³³⁾。ブルジョワジーにとっては、そのように都市政府が社会的上昇のひとつの階梯であったが、ひとつの家系が都市政府に入る意味はそれだけではない。

というのは、貴族が都市政府に加わっている都市もあるからで、リールがそうした都市のひとつである。リールには、1789年の時点で72の貴族の家系が存在したが、このうち、48家までが都市政府に関わった経験をもっていた。そして、その48家のうち、貴族になる前に都市政府に関係していたのは26家にすぎない⁽³⁴⁾。かれらにとっては、都市政府に加わることは、地方社会で影響力を行使する重要な手段となっていたと考えられる。また、都市政府に長く残っているブルジョワジーの家系にとっては、それに加え

て、自らの経済活動に有利な政策つくり出す目的もあった。

他方、都市政府に姿が見られなくなる理由は何だろうか。ひとつには、家系の断絶や貧困化といった理由がある⁽³⁵⁾。しかし、これらのことは、過少評価してはならないが、支配的な要因ではないようにみえる。もっと大きな理由は、国王役人や貴族といったより上の社会的地位が目指されたことである。たとえばリールでは、有力な貿易商の家系カストゥランは、1698年以降姿を見せなくなり、その後、18世紀の後半にかけて河川森林監督局の国王代理官、地方財務局のフランス財務官、国王書記官になっているし、1699年以降姿を見せなくなったデュ・シャンジュ家は、フランス財務官を経て、やがて軍職をたどった⁽³⁶⁾。

ナントでも同様のことが言えるが、ただしナントの場合、16世紀と17世紀の前半までは、シャレットなどいくつもの家系が市長を出していて、ナントの貴族は都市政府に加わることを軽蔑していなかったし、官職保有者も都市政府に参加していたことに留意する必要がある。それが17世紀の後半以降、市長職を除いて、貴族や官職保有者は、都市役人職から手を引く。コルベール期に進められた貴族改めと貴族身分の厳格化は、鐘の貴族の正統性に対する疑いを引き起こし（1669年からナントではそれまで貴族叙任の対象とされていた市参事会員がそこから除外された）、貴族たちがその同類と見られることを嫌って市政から遠ざかった。ブルジョワジーもまた、その地位を低下させた鐘の貴族になることに魅力を感じなくなり、国王役人の官職を買う道を選ぶようになったのである⁽³⁷⁾。

このように、都市政府からより威信の高い経験への転身はしばしば見られたが、すべての家系がそうして都市政府から離れてしまったわけではないことを断わっておこう。リールでは、1789年の時点では貴族が都市政府に

席を占めていたし⁽³⁸⁾、ナントでも都市政府にとどまつた有力なブルジョワ家系が存在していた。都市政府の機能とそこに席を占めることの魅力は依然として失われていなかつた。

おわりに

ネーデルラント諸都市とナントの事例は、都市政府の構成についての通説を否定するものであった。少数家族による閉ざされた支配は存在せず、都市政府には、絶えず新しい家系が参入し、中心になる有力家系は存在するものの広範囲の名望家層が関わっていた。近世都市の権力構造は、そのことを踏まえて再考されなければならないだろう。そして、それはおそらく、従来の都市政府に対する見方の延長上に想定されるような、静的で王権の完全な統制下にあるものとは異なるはずである。

しかし同時に、その構造は、市政に公式の回路を通じて関わるのが名望家層だけであり（その意味では、近世都市には寡頭支配が存在したと言つてよい）、都市役人の交代回数の減少にみられるように、それを過大に評価すべきでないにしても、王権の対都市政策の大きな影響を受けているという点で、二重に限定的なものであった。

だが、こうした構造は、都市ごとの差異がないことを意味しない。ネーデルラント諸都市では18世紀に都市政府に関わる家系数が顕著な減少を見せたのに対し、ナントでは減少はそう大きなものでなかつたし、新しい家系の参入の割合も増加さえしていた。

ナントがより大きな流動性を示す理由は何だろうか。ナントでは、17世紀において、60年代まで官職保有者や法服貴族が、もうひとつの有力な社

会集団である商人層よりも都市政府で多数を占めた。これには、両者の単純な力関係だけでなく、リーグ時代の反王権的な態度があだとなつてその後も王権との関係が改善されていなかつたこの都市の商人層よりも、官職保有者や法服貴族が都市政府にいた方が都市特権の維持のために有利であつたというナントの名望家層の戦略も影響を与えていたと考えられる。ところが、70年代から状況が変化し、官職保有者や法服貴族に代わつて、商人層が進出する。これは、「鐘の貴族」に対する王権の締め付けでこれの地位が低下した結果、官職保有者や法服貴族が都市政府から遠ざかったこと、王権が重商主義の枠組の中での国際商業の振興のために商人の都市政府参入を後押ししたこと、さらに商人たち自身も都市政府を自らの経済活動に利用しようとして積極的に市政に関わったこと、が背景にあつた⁽³⁹⁾。こうした都市政府構成員の社会的出自の変化に加えて、次の要因が流動性を大きなものにしていた。官職保有者や法服貴族が去つた後に弁護士や代訴人—おそらく官職保有者や法服貴族の影響下にある—が一定の割合で都市政府を占めるようになったこと⁽⁴⁰⁾、また、商人層においてもその内部で変動があり、植民地貿易の発展がフランス中の—とりわけロワール渓谷、ブルターニュ、南西フランスの—さまざまな都市からの、さらには国外からの移住商人を新たにナントの商人として加えていたこと⁽⁴¹⁾、である。

今、ナントについて見たように、都市の歴史や都市政府の社会構成が都市ごとの違いを生み出す要因になるだろう。同じ地域に属する共通性はあるものの、フランス領とスペイン—オーストリア領に分かれ、人口も性格も異なるネーデルラント諸都市が、カンブレが他よりも高い寡占度を示すものの、ほとんど同じ傾向を示すのは印象的であり、おそらくひとつの型を形成するものであろう。ナントは例外なのか、あるいはまた別の型を

形成するものなのだろうか。17世紀中葉以降、経済振興のために王権が商人層の都市政府参入を後押しするのは、有力な商人層を抱える他の都市でも共通して見られることである⁽⁴²⁾。しかし、この種の研究が着手されたばかりなので、判断は留保せざるを得ない。あるいはまた、ナント、ネーデルラント諸都市のいずれとも異なる型が存在するかもしれない。

註

- (1) Bernard Chevalier, *Les bonnes villes de la France du XIVe au XVIe siècle*, Paris, Aubier Montaigne, 1982.
- (2) Charles Petit-Dutaillis, *Les communes française, caractères et évolutions des origines au XVIIIe siècle*, Paris, 1947; éd.en format de poche, 1970, p.243. Alexis de Tocqueville, *L'Ancien Régime et la Révolution* (1856), in Oeuvres complètes d'Alexis de Tocqueville, Tome II, Paris, 1952, p.118. [小山勉訳『旧体制と大革命』, 筑摩書房(ちくま学芸文庫), 1998年, 167頁]。また, Roger Doucet, *Les institutions de la France au XVIe siècle*, 2 vol., Paris, 1948, t.1, p.363.
- (3) *Villes de l'Europe méditerranéene et de l'Europe occidentale du moyen âge au XIXe siècle*, numéro spécial des Annales de la Faculté des Lettres et Sciences Humaines de Nice, 1969 , pp.5 - 6。これは、中世都市の支配層についての研究の厚さ(これについての近年の動向については、藤井美男「近代国家形成における都市エリートの学説史的検討－対象と方法をめぐって－」『経済学研究』<九州大学>66-5・6, 2002年がある)とは、対照的である。
- (4) Nora Temple, Municipal elections and municipal oligarchies in the 18th century France, in *French Government and Society, 1500-1850*, ed. by J. F. Bosher, The Athlone Press, 1973.
- (5) Philippe Guignet, *Le pouvoir dans la ville au XVIIIe siècle. Pratiques politiques, notabilité et éthique sociale de part et d'autre de la frontière franco-belge*, Editions de l'Ecole des Hautes Etudes en Sciences

- Sociales, 1990 ; Guy Saupin, *Nantes au XVIIe siècle. Vie politique et société urbaine*, Presses Universitaires de Rennes, 1996.
- (6) Roland Mousnier, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, 2 vol., Paris, 1974-80, t.1, pp.47 - 84.
- (7) この問題については、以下を参照。Yves Durand, (éd.) , *Hommage à Roland Mousnier.Clientèles et fidélités en Europe à l'époque moderne*, Paris, 1981. Sharon Kettering, *Patrons, Brokers and Clients in Seventeenth-Century France*, Oxford University Press, 1986; Id., *Patronage in sixteenth and seventeenth century France*, London, Variorum, 2002.
- (8) Guignet, *Le pouvoir*, pp.347 - 48.
- (9) この点については、ムーニエが取り上げている17世紀前半のコンセイエ・デタ、ダルジャンソンの事例が興味深い。Roland Mousnier, *op.cit.*, pp. 78 - 80.
- (10) Ralph E.Giesey, State-Building in early modern France: The role of royal officialdom, *Journal of Modern History*, no 55, 1983.
- (11) 本稿で問題にするのはフランスの近世都市であるが、近世においてはヨーロッパ的規模での都市の寡頭支配が存在し、それ自体が重要な問題なので、ギニエが挙げているトゥルネ、モンス、アトについての情報も削除せず、そのまま残している。ヨーロッパ的規模での近世都市の寡頭支配についての概観は、Alexander Cowan, *Urban Europe 1500-1700*, London, Arnold, 1998, pp.36 - 68.
- (12) ただし、ドゥエに高等法院が置かれたのは、1713年以降のことである。それ以前は以下のようない変遷をたどっている。まず、1668年に高等評定院 Conseil Souverain がトゥルネに置かれ、1686年にそれが高等法院に昇格する。しかし、この高等法院は1709年には、カンブレに、その後1713年にドゥエに所在を移すのである (Léon Mirot, *Manuel de géographie historique de la France*, 2 vol., Paris, A.& J.Picard, 1947 (Réimp., en un volume, 1980), p.378)。
- (13) ブルターニュにおける高等法院の設置は1554年に決定したが、ナントとブルターニュがその所在地を争い、1561年に決定的にレンヌがその所在都市となった (Saupin, p.55)
- (14) 高等法院の都市に対する後見の権限については、Doucet, *op.cit.*, t.1, p.392。

- (15) ただし、従来は、これによって住民総会が形骸化したとみなされていたが、近年になって、住民総会が依然として機能していた都市の事例が報告されており (Jacques Maillard, *Le pouvoir municipal à Angers de 1657 à 1789*, 2vol., Presses de l'Université d'Angers, 1984, t.1, pp.86-92), 住民総会の衰退を過度に強調すべきではないと考えられる。
- (16) ナントについては、Saupin, p.19, ネーデルラント諸都市については、Guignet, *Le pouvoir*, pp.43 - 70.
- (17) Saupin, p.75.
- (18) Saupin, p. 79. こうした排除の原因は、都市の名望家層と民衆の間の文化的、社会的、経済的乖離にあるが、この点については、*Histoire de la France urbaine*, t. 3 (dirigé par Emmanuel Le Roy Ladurie), Paris, Seuil, 1981, pp.201-202. 個別都市についての具体的な指摘は、高澤紀恵「近隣関係・都市・王権－十六～十八世紀パリー」『岩波講座・世界歴史 16、主権国家と啓蒙』岩波書店 1999 年、179 頁；林田伸一「フランス絶対王政下の都市自治権 - アミアンを中心として」『史学雑誌』87 - 11, 1978 年、5 頁。
- (19) Guignet, *Le pouvoir*, pp. 319-22, p.348.
- (20) Saupin, p.75 ; Guignet, *Le pouvoir*, p.323.
- (21) Saupin, p.347.
- (22) Albert Babeau, *La ville sous l'Ancien Régime*, 2 vol., Paris, 1884 (Réimp. AMS Press, New York, 1972; L'harmattan, Paris, 1997) t.1, pp.154 - 55.
- (23) ナントでは、1643 年、1699 年、1717 年、1719 年にこうした事態が見られた (Saupin, p.348)。
- (24) Saupin, p. 20, p.105.
- (25) Guignet, *Le pouvoir*, pp.124 - 28.
- (26) Guignet, *Le pouvoir*, pp. 326-27 ; Id., *Permanences et renouvellement des oligarchies municipales à Lille et à Valenciennes*, in Georges Livet and Bernard Vogler, éds., *Pouvoir, villes et société en Europe, 1650-1750 (Colloque international du C.N.R.S. Octobre 1981)*, Paris, Editions Ophrys, 1983, p.205.
- (27) Saupin, p.346.
- (28) Babeau, *op.cit.*, t, 1, p.172.

- (29) Guignet, *Le pouvoir*, pp.343 - 44.
- (30) Saupin, pp.353 - 55.
- (31) Guignet, *Le pouvoir*, pp.362 - 67, pp.506 - 07.
- (32) 「鐘の貴族」について一般的には, Babeau, *op.cit.*, t, 1, p.188。ナントのそれに関する Jean Meyer, *La noblesse bretonne au XVIIIe siècle*, Paris, SEVPEN, 1966 (2e éd., Paris, Editions de EHESS, 1985), pp. 285 - 301。
- (33) Guignet, *Le pouvoir*, p.349.
- (34) Guignet, *Le pouvoir*, pp.349 - 50.
- (35) Guignet, *Le pouvoir*, pp.350 - 52.
- (36) Guignet, *Le pouvoir*, p.353; Id., *Permanences*, pp.211 - 12.
- (37) Meyer, *op.cit.*, pp.297 - 99 ; Saupin, pp.265 - 66, p.383. こうした社会的上昇については、また、次の論文においてトゥールーズの都市政府から高等法院官僚への事例が数多く指摘されている。宮崎洋「18世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚」(上)『史学』57 - 2・3, 1987年, 62 - 63頁。
- (38) Guignet, *Le pouvoir*, pp. 355-56.
- (39) Saupin, pp. 254 - 69.
- (40) Saupin, p.358.
- (41) 外来商人については、Saupin, p.358, および、藤井真理「ナント商人の奴隸貿易」(深沢克己編著『国際商業』ミネルヴァ書房, 2002年, 所収), 83 - 87頁。
- (42) Pierre Deyon, *Amiens capitale provinciale. Etude sur la société urbaine au 17e siècle*, Paris, Mouton, 1967, p.464.

(本稿は、2002年度成城大学特別助成金による研究成果の一部である)